

○一定の病気等による運転免許に係る行政処分執行要領の 制定について

(平成 29 年 3 月 10 日例規第 12 号)

この度、別添のとおり、「一定の病気等による運転免許に係る行政処分執行要領」を定め、平成 29 年 3 月 12 日から運用することとしたため、誤りのないようにされたい。
別添

一定の病気等による運転免許に係る行政処分執行要領

第 1 趣旨

この要領は、一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程（平成 29 年県公委規程第 5 号。以下「処分規程」という。）第 14 条の規定により、一定の病気等による運転免許の行政処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 行政処分 運転免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転禁止等の処分をいう。
- (2) 行政処分審査官 行政処分の審査を行う県本部運転免許課（以下「運転免許課」という。）の警部補以上の階級にある警察官をいう。
- (3) 暫定停止 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定による免許の効力の停止の処分をいう。

第 3 一定の病気に係る調査等

- 1 県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する訓令（昭和 40 年県本部訓令第 12 号。以下「免許訓令」という。）第 29 条第 2 項の規定により作成された安全運転相談受理票（免許訓令様式第 16 号）の送付を受けた場合において、必要と認めるときは、当該安全運転相談受理票の相談対象者又はその主治医若しくは専門医に対し聴取を行うものとする。この場合において、当該相談対象者の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、臨時適性検査等検討対象者通報書（様式第 1 号）により通報するものとする。
- 2 運転免許課長は、法第 107 条の 4 第 2 項の規定により適性検査を受けた者について、当該者又はその主治医若しくは専門医に対し当該者の病状について聴取するものとする。この場合において、必要と認めるときは、措置命令書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）別記様式第 22 の 3）を交付して必要な措置をとるよう命ずること。

第 4 聴聞

- 1 行政処分審査官は、第 3 の規定による聴取の結果及び審査表（様式第 2 号）により当該者が行政処分の基準に該当するかどうか審査するものとする。この場合において、

当該者が行政処分の基準に該当するときは、法第 104 条の 2 第 1 項の規定により聴聞を行うこと。

- 2 聴聞の通知は、聴聞通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞等規則」という。）別記様式第 6 号）を送付して行うこと。
- 3 聴聞の主宰者は、聴聞終了後、聴聞調書（聴聞等規則別記様式第 13 号）及び聴聞報告書（聴聞等規則別記様式第 14 号）を作成してこれに記名押印し、公安委員会に提出すること。

第 5 一定の病気等による行政処分の執行

- 1 運転免許課長は、第 4 の規定による聴聞の結果、行政処分を行うことが決定されたときは、運転免許管理システムに当該行政処分について登録するとともに、執行台帳（様式第 3 号）を作成すること。
- 2 一定の病気等による運転免許の効力の停止の処分は、運転免許課において行うものとする。
- 3 運転免許課の行政処分担当者は、運転免許の効力の停止の処分を執行したときは、当該処分の対象者から運転免許証の提出を受け、運転免許課長に報告すること。
- 4 運転免許課長は、運転免許の取消し若しくは自動車等の運転禁止の処分を行うとき、又は運転免許の効力の停止の処分の対象者の不出頭等により当該処分を運転免許課において執行できなかったときは、行政処分関係書類等の送付について（様式第 4 号）、行政処分関係書類等の受領について（様式第 5 号）、行政処分決定通知書（様式第 6 号）又は自動車等の運転禁止処分決定通知書（様式第 7 号）及び運転免許取消処分書（処分規程様式第 1 号）、運転免許取消処分書（処分規程様式第 2 号）、自動車等の運転禁止処分書（処分規程様式第 3 号）又は運転免許停止処分書（様式第 8 号）を当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付すること。
- 5 前記 4 の規定により書類の送付を受けた署長は、行政処分を執行し、当該行政処分の対象者の運転免許証の提出を受けるとともに、運転免許課長に報告すること。また、提出を受けた運転免許証が国際運転免許証又は外国運転免許証であるときは、当該運転免許証の指定された場所へ運転禁止処分票（規則別記様式第 22 の 5）を添付すること。この場合において、当該者が運転免許証の紛失、滅失等について申し立てたときは、答申書を提出させること。
- 6 運転免許課長は、前記 3 又は 5 の規定により行政処分の執行について報告を受けたときは、運転免許管理システムに当該報告に係る処分について登録すること。また、前記 3 の報告に係る処分の対象者の運転免許証を関係書類とともに当該対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。
- 7 署長は、前記 4 の規定により書類の送付を受けた場合において、行政処分の対象者（法第 107 条の 5 第 1 項の規定による自動車等の運転禁止の処分の対象者に限る。）

が他の都道府県公安委員会の管轄する区域に住所地を変更していたときは、運転免許課長に報告するとともに、当該書類を送付すること。

- 8 運転免許課長は、前記7の規定により書類の送付を受けた場合は、当該都道府県公安委員会に処分移送通知書（規則別記様式第22の4）及び行政処分に関係する書類を送付すること。

第6 認知機能検査等に係る審査

- 1 運転免許課長は、認知機能検査の実施に関する規程（平成21年県公委規程第9号）第13条第1項の規定により認知機能検査の結果について報告を受けた場合及び規則第38条の4の7において準用する規則第38条の4の6の規定により法第108条の32の3第1項第3号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認定認知機能検査」という。）の結果について報告を受けた場合において、基準該当者（法第102条第1項に規定する基準該当者をいう。以下同じ。）が含まれているときは、当該基準該当者に対し臨時に適性検査を行い、又は医師の診断書の提出を命ずること。
- 2 行政処分審査官は、法第101条の7第2項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）、同条第5項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）、法第102条第1項から第4項までの規定による命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）、又は同条第6項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）について、適性検査の受検状況、高齢者講習の受講状況、認知機能検査若しくは認定認知機能検査の受検状況又は診断書の提出状況を確認するものとする。
- 3 前記1の適性検査若しくは医師の診断書により当該者が認知症（法第90条第1項第1号の2に規定する認知症をいう。）であると認めるとき、又は前記2の規定による確認の結果、当該者が適性検査を受検し、高齢者講習を受講し、認知機能検査若しくは認定認知機能検査を受検し、若しくは医師の診断書を提出しないことが明らかなきときは、運転免許管理システムに登録するとともに、当該者に対し行政処分の執行について通知すること。

第7 高齢運転者に係る行政処分の執行

- 1 法第104条の2の3第3項の規定による運転免許の取消し又は効力の停止の処分は、運転免許課において行うものとする。
- 2 運転免許課の行政処分担当者は、前記1の処分を執行したときは、当該処分の対象者から運転免許証の提出を受け、運転免許課長に報告すること。
- 3 運転免許課長は、前記1の処分の対象者の不出頭等により当該処分を執行することができなかつたときは、当該対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに当該行政処分に関する書類を送付するものとする。
- 4 前記3の規定による送付を受けた署長は、行政処分を執行し、当該行政処分の対象者の運転免許証の提出を受けるとともに、運転免許課長に報告すること。

- 5 運転免許課長は、前記 2 又は 4 の規定による報告を受けたときは、運転免許管理システムに当該報告に係る処分について登録すること。また、前記 2 の報告に係る処分の対象者の運転免許証を関係書類とともに当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。
- 6 運転免許課長は、認知症による行政処分の結果について、認知症に係る運転免許の行政処分結果通報書により県本部生活保安課長に通報すること。
- 7 署長は、前記 4 の規定により提出を受け、又は前記 5 の規定により送付を受けた運転免許証を行政処分に係る書類とともに保管すること。

第 8 再試験に係る審査

- 1 行政処分審査官は、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者が、当該免許を受けてから 1 年以内に法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為をしたときは、当該者が基準該当初心運転者（法第 100 条の 2 第 1 項に規定する基準該当初心運転者をいう。以下同じ。）に該当するかどうかを審査するものとする。この場合において、当該者が基準該当初心運転者に該当するときは、再試験通知書（規則別記様式第 17 の 2 の 2）により再試験（法第 100 条の 2 第 1 項に規定する再試験をいう。）について通知するものとする。
- 2 法第 104 条の 2 の 2 第 1 項の規定による運転免許の取消しの処分は、運転免許課において行うものとする。
- 3 運転免許課の行政処分担当者は、前記 2 の処分を執行したときは、当該処分の対象者から運転免許証の提出を受け、運転免許課長に報告するものとする。

第 9 意見の聴取

- 1 運転免許課長は、法第 104 条の 2 の 2 第 2 項又は第 4 項の規定により運転免許の取消しの処分をしようとする場合は、意見の聴取を行うものとする。この場合において、当該処分に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄する管轄区域内に変更していたときは、当該都道府県公安委員会宛てに処分移送通知書（規則別記様式第 19 の 3 の 2）を送付すること。
- 2 意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書（処分規程様式第 9 号）を送付して行うこと。
- 3 意見の聴取の主宰者は、意見の聴取終了後、意見の聴取調書（処分規程様式第 13 号）及び意見の聴取報告書（処分規程様式第 15 号）を作成してこれに記名押印し、公安委員会に提出すること。この場合において、証拠物の提出があったときは、提出物目録（処分規程様式第 14 号）を添付すること。

第 10 再試験に係る行政処分

- 1 運転免許課長は、第 9 の規定による意見の聴取の結果、運転免許の取消しの処分を行うことが決定されたときは、執行台帳を作成し、行政処分関係書類等の送付について、行政処分関係書類等の受領について、運転免許取消処分書（処分規程様式第 4 号）

及び行政処分決定通知書（様式第 9 号）を当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。

- 2 前記 1 の規定により書類の送付を受けた署長は、行政処分を執行し、当該行政処分の対象者の運転免許証の提出を受けるとともに、運転免許課長に報告すること。この場合において、当該対象者が運転免許証の紛失、滅失等について申し立てたときは、答申書を提出させること。
- 3 運転免許課長は、第 8 の 3 又は前記 2 の規定により行政処分の執行について報告を受けたときは、運転免許管理システムに当該報告に係る処分について登録すること。

第 11 仮運転免許に係る行政処分

- 1 職員は、仮運転免許を受けた者が法第 103 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する疑いがあること（麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者である疑いがある場合を除く。）について指定自動車教習所から通報を受けたとき、又は本人からの相談を受けたときは、仮免許取消事案発生報告書（様式第 10 号）により運転免許課長宛て速報するものとする。
- 2 免許訓令第 29 条第 1 項の規定により指定された者は、前記 1 の通報又は相談に係る者の運転適性について面接、医師の診断書等により調査し、安全運転相談受理票に診断書等を添付して運転免許課長宛てに送付するものとする。

第 12 仮運転免許の取消処分の執行

- 1 運転免許課長は、第 11 の 2 の規定により送付を受けた安全運転相談受理票の相談対象者について法第 106 条の 2 第 1 項の規定による仮免許の取消しを決定し、又は法第 106 条の 2 第 2 項の規定による仮免許の取消しを決定されたときは、執行台帳を作成し、当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに行政処分関係書類等の送付について、行政処分関係書類等の受領について、処分決定通知書（様式第 11 号）及び仮運転免許取消処分通知書（様式第 12 号）を送付すること。
- 2 前記 1 の規定により仮運転免許取消処分通知書等の送付を受けた署長は、速やかに行政処分を執行するとともに、仮運転免許証の提出を受けるとともに、この場合において、行政処分を執行したときは、運転免許課長に報告するものとする。
- 3 運転免許課長は、前記 2 の規定による報告を受けたときは、運転免許管理システムに当該報告に係る処分について登録するものとする。

第 13 暫定停止処分

- 1 署長は、暫定停止の対象となる者を把握したときは、速やかに暫定停止事案発生報告書（様式第 13 号）及び臨時適性検査等上申書（免許訓令様式第 17 号）により運転免許課長へ報告することとする。
- 2 運転免許課長は、前記 1 の規定により暫定停止事案発生報告書及び臨時適性検査等上申書の送付を受けた場合において、当該暫定停止事案発生報告書に係る者が法第 103 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由があ

る場合（麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者である疑いがある場合を除く。）は、法 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定により暫定停止の処分を行うものとする。

第 14 暫定停止処分手続

- 1 運転免許課長は、暫定停止の処分を執行するときは、当該処分の対象者に対し運転免許の効力の停止呼出通知書（様式第 14 号）により出頭の日時及び場所を通知すること。
- 2 出頭場所は、処分の対象者の住所地を管轄する署又は運転免許センターとする。ただし、当該処分の対象者が希望するときは、出頭場所を変更することができるものとする。
- 3 運転免許課長は、出頭場所を決定したときは、当該出頭場所の署長又は運転免許センター管理官に運転免許停止処分通知書（様式第 15 号）及び運転免許停止処分決定通知書（様式第 16 号）を送付すること。
- 4 暫定停止の処分は、運転免許停止処分通知書を交付することにより行い、当該処分の対象者から運転免許証の提出を受けるものとする。また、弁明の機会の付与について、弁明通知書（様式第 17 号）により通知すること。

なお、運転免許センターにおいて処分を執行したときは、提出を受けた運転免許証を当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付すること。

- 5 暫定停止の処分の執行は、巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等の職格にある警察行政職員が行うこと。
- 6 運転免許証は、運転免許停止処分決定通知書とともに住所地を管轄する署で保管するものとする。

第 15 弁明の機会の付与

- 1 運転免許課長は、暫定停止の処分を行ったときは、当該処分を執行した日から起算して 5 日以内に当該処分の対象者に対し弁明の機会を付与すること。
- 2 運転免許課長は、弁明が口頭により行われたときは、弁明調書（様式第 18 号）を作成すること。

第 16 暫定停止の解除

- 1 署長及び運転免許センター管理官は、暫定停止の処分を受けた者が適性検査の結果等により暫定停止の処分の対象とならないと認めるときは、速やかに運転免許課長に報告するものとする。
- 2 運転免許課長は、前記 1 の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る者が暫定停止の処分の対象とならないことが明らかであると認めるときは、暫定停止の処分を解除し、当該者に対しその旨を運転免許の効力停止処分解除通知書（様式第 19 号）により通知するものとする。

第 17 処分書等の訂正

- 1 行政処分の対象者の住所変更等により行政処分に係る書類（以下「処分書等」という。）の記載内容を訂正するときは、削除する部分を二重線で削除し、その上に訂正する文字を記載するものとする。
- 2 公安委員会の決定に基づく処分書等の訂正部分にあつては静岡県公安委員会公印規則（昭和 62 年県公委規則第 4 号）別表 1 に規定する 11 号印を、静岡県警察本部長の決定に基づく処分書の訂正部分にあつては静岡県警察公印に関する訓令（平成 13 年県本部訓令第 25 号）別表に規定する交通反則通告書の訂正及び運転免許の保留、効力の停止等の処分に関する処分書の記載事項の訂正並びに仮運転免許証備考欄に使用する静岡県警察本部長印を使用し、押印するものとする。

第 18 処分の執行依頼

- 1 行政処分の対象者が他の都道府県公安委員会の管轄する区域に住所地を変更した場合は、当該都道府県公安委員会へ処分書等の関係書類を送付し、処分の執行を依頼するものとする。
- 2 他の都道府県公安委員会から行政処分の執行の依頼を受けたときは、処分書等を行政処分執行指示書（様式第 20 号）とともに、当該処分書等に係る者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。

第 19 処分の執行不能に係る措置

署長は、行政処分の対象者の所在不明、死亡、県外への転出等により行政処分が執行できないときは、運転免許の行政処分執行不能について（報告）に処分書等を添付し、運転免許課長宛てに送付するものとする。

第 20 処分手配

- 1 所在不明、不出頭等により行政処分を執行することができない者については、運転免許課において処分手配登録を実施するものとする。
- 2 職員は、処分手配者を発見したときは、運転免許課長に報告し、指示を受けるものとする。

第 21 運転免許証の返還

- 1 運転免許の効力の停止（暫定停止を除く。）の期間の満了に伴い運転免許証を返還するときは、行政処分決定通知書又は自動車等の運転禁止処分決定通知書の免許証返還欄に返還年月日の記載及び受領印の押印を受けること。
- 2 暫定停止の処分を解除された者から運転免許証の返還を求められたときは、運転免許の効力停止処分解除通知書を確認し、当該者に係る運転免許証を返還するとともに、運転免許停止処分決定通知書の免許証返還欄に返還した年月日の記載及び受領印の押印を受けること。
- 3 法第 107 条の 5 第 6 項の規定により自動車等の運転の禁止の処分を受けた者が、当該処分の期間中に国際運転免許証又は外国運転免許証の返還を請求したときは、返還手続を行うものとする。

第 22 細目的事項

この要領に定めるもののほか、一定の病気等による運転免許の行政処分に関し必要な事項は、運転免許課長が別に定める。